

令和4年2月15日提出

## 定例教育委員会会議議案

木更津市教育委員会

# 木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和4年2月15日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 小寺 孝治郎 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 井上 美鈴 委員

4 付 議 議 案

| 議 案 番 号   | 件 名                             | 頁 |
|-----------|---------------------------------|---|
| 議 案 第 3 号 | 教育委員の辞職について                     | 2 |
| 議 案 第 4 号 | 木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について | 4 |

5 報 告 事 項

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第3号

教育委員の辞職について

教育委員の辞職について、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第19号の規定により、議決を求める。

令和4年2月15日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

令和4年1月25日付けで井上 美鈴 委員から令和4年3月31日をもって辞職したい旨の届出がありましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により同意を求めるため、教育委員会会議に諮るものである。

## **議案第3号 参考資料**

### **地方教育行政の組織及び運営に関する法律**

**(昭和31年法律第162号) : 一部抜粋**

(辞職)

第10条 委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

### **木更津市教育委員会組織及び運営規則**

**(昭和61年木更津市教育委員会規則第1号) : 一部抜粋**

(議決事項)

第5条 会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。

(19) 前各号に掲げるもののほか重要かつ異例に属すること。

議案第 4 号

木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について  
木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 5 日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第 2 条 協議会は、法第 4 7 条の 5 第 1 項の規定により木更津市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校の運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第 3 条 法第 4 7 条の 5 第 1 項により教育委員会が設置する協議会は、次のとおりとする。

| 協議会名           | 対象学校        |
|----------------|-------------|
| 富来田中学校区学校運営協議会 | 木更津市立富来田小学校 |
|                | 木更津市立富来田中学校 |

(委員)

第 4 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は 1 0 人以内とする。ただし、2 以上の学校について一の協議会を設置する場合にあつては、1 5 人以内とする。

2 法第 4 7 条の 5 第 2 項第 4 号の教育委員会が必要と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 対象学校（法第 4 7 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長
- (2) 対象学校の教職員
- (3) 学識経験を有する者

(4) 関係機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から法第47条の5第3項に規定する意見の申出があったときは、委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

4 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、速やかに新たな委員を任命するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を各1人を置き、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関し議決権を有しない。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第9条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
- (2) 対象学校の組織編成に関する事項
- (3) 対象学校の予算の執行に関する事項
- (4) 対象学校の施設管理及び施設設備等の整備に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項  
(基本的な方針の尊重)

第10条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針を尊重し、対象学校の運営を行うものとする。

(学校の自己評価の点検及び評価)

第11条 協議会は、木更津市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年木更津市教育委員会規則第1号）第14条の2第1項の規定により対象学校が行う評価の内容について、毎年度1回以上点検及び評価を行うものとする。

(意見の聴取)

第12条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第13条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（個人を特定しないものに限る。）とする。

- (1) 対象学校の運営の改善及び当該運営への必要な支援に資する当該対象学校の職員の任用に関する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項  
(研修等)

第14条 教育委員会は、委員が協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、委員に対し必要に応じて研修を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営状況等についての的確な把握を行い、協議会に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができる

よう必要な情報を提供するものとする。

(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第15条 教育委員会は、前条第2項の規定による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (2) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 第6条の規定に反したとき。
- (3) 委員が心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、遅滞なく教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の任命のために必要な行為その他協議会の設置のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。



## 提案理由

子どもや学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、子どもたちや地域の輝く未来を創るため、学校・家庭・地域が協働して学校運営に携わり、特色ある学校づくりを推進するとともに、将来にわたり持続可能な協働体制を築くため、関係条文を整備しようとするものである。